

金融円滑化にかかる基本の方針、体制の概要および実施状況

令和元年 5 月 15 日
宇都宮農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本の方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本の方針(概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入れ条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入れ条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成31年4月1日に公表しております。別紙1のとおり

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 専務以下、関係役員・室、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会に報告することとしております。
- (2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」、本所総合企画室を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしており

ます。

- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、本所金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

『対応状況を把握する体制の概要図は別紙2のとおり』

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を本所金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本所総合企画室リスク統括課に受付窓口を設置しております。また、各支所等で苦情を受けた場合には、当組合の「苦情等対応要領」に従って、速やかに本所総合企画室リスク統括課に連絡をし、本所金融部と各支所等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

『苦情・相談対応の体制の概要図は別紙2のとおり』

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署（または、金融円滑化協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を必要に応じて行ってまいります。

5 貸付条件の変更等の実施状況について

別紙のとおり。

別紙4)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機關名

全融機器上

五藏饑列二下

農業協同漁業

關東地域

金融円滑化にかかる基本の方針

当JAうつのみや（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対し必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制

当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 専務以下、関係役員・室、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本所融資審査部署を「金融円滑化管理責任部署」とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当JA全体の対応状況の把握に努めます。
- (4) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めるとともに、各支所に相談窓口を設置致します。
- (5) 本所融資統括部門に相談窓口を設置するとともに、各支所等の相談窓口と合わせてその電話番号等を店頭掲示等により周知致します。
- (6) 金融円滑化対応にかかる苦情については、専用窓口を設置しその電話番号等を店頭掲示等により周知致します。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

この方針は、平成24年3月26日から改正する。

この方針は、平成25年4月15日から改正する。

この方針は、平成25年5月23日に改正し、平成25年4月1日から適用する。

この方針は、平成26年6月26日に改正し、平成26年2月5日から適用する。

この方針は、平成31年3月27日に改正し、平成31年4月1日より適用する。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制

別紙2

